

京都市消防局訓令乙第6号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局部長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

別表第2庶務課長の項中「手当」を「報酬及び手当」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)